○多治見市ボランティア作業原材料等支給要綱

平成16年７月30日告示第161号

（趣旨）

第１条　この要綱は、多治見市の管理する道路及び河川等の施設並びに多治見市内の利用度の高い生活道路の小規模な補修又は周辺環境の美化・整備をしようとする団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において現場で使用する原材料等を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　道路、河川等の施設　多治見市の管理する市道、農道、林道、河川及び水路をいう。

（２）　生活道路　国、岐阜県及び多治見市が管理していない道路で、一般の通行の用に供され、公共性が高い道路をいう。

（３）　原材料等　次に掲げるものをいう。

ア　砂、砕石、生コンクリート、Ｕ字溝、蓋、アスファルト合材、ヒューム管、塩化ビニール管、木杭、板材、土のう袋及びフェンス並びにこれらに類する物

イ　草刈機の刃及び燃料

ウ　植栽に適した樹木、草花及び資材

（支給対象者）

第３条　原材料等の支給対象となる団体等は、次に掲げるものとする。

（１）　区又は町内会

（２）　地元ボランティア団体

（３）　その他市長が適当と認めた者

（支給申請）

第４条　原材料等の支給を受けようとする団体等（以下「申請人」という。）は、多治見市ボランティア作業原材料等支給申請書（別記様式第１号）により、市長に申請しなければならない。

（支給決定）

第５条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、原材料等の種類、規格及び数量を決定し、多治見市ボランティア作業原材料等支給決定通知書（別記様式第２号）により申請人に通知するものとする。

２　前条の申請が生活道路に係るものである場合は、申請人は、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

（１）　生活道路に小規模な補修工事を行うことについて、当該生活道路がある区又は町内会の長が認めていることを証する書面

（２）　生活道路に小規模な補修工事を行うことについて、当該生活道路の地権者の同意が得られていることを証する書面

（完了報告）

第６条　原材料等の支給を受けた団体等（以下「支給団体等」という。）は、工事が完了したときは、速やかに市長にその報告を行うものとする。

（目的外使用等の禁止）

第７条　支給団体等は、その目的以外に原材料等を使用し、他に譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

（返還）

第８条　支給団体等は、原材料等を使用しなかった場合又は原材料等に残余を生じた場合は、市長に使用しなかった原材料等又は残余を生じた原材料等を返還するものとする。

附　則

この告示は、平成16年８月１日から施行する。

附　則（平成18年７月28日告示第210号）

この告示は、平成18年８月１日から施行する。

附　則（平成21年３月31日告示第53号抄）